第377号
受付
22.6.18
小郡三井医師会

福県医発第６３１号（地）
平成２２年　６月１７日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長　松　田　峻一良
（ 公 印 省 略 ）

自殺未遂による傷病に係る保険給付について

健康保険法第 116 条の規定等によれば、患者が故意に給付事由を生じさせた場合は、その給付事由についての保険給付等は行わないことと規定されておりますが、自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合は、「故意」に給付事由を生じさせたことには当たらず、保険給付の対象として取り扱われております。

今般、厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課より、先般、自殺未遂で入院した患者を医療費の負担を苦に刺殺するという痛ましい事件が起きたこと等を踏まえ、改めて当該取扱いに関して周知依頼が、日本医師会を通じてありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

(保 49)
平 成 22 年 6 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴 木 邦 彦

自殺未遂による傷病に係る保険給付等について

健康保険法第116条の規定等によれば、患者が故意に給付事由を生じさせた場合は、保険給付等の対象とならない旨規定されております。

しかし、自殺未遂による傷病については、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合には、故意に給付事由を生じさせたことには当たらず、保険給付等の対象として取り扱われております。

先般、自殺未遂で入院した患者を医療費の負担を苦に刺殺する痛ましい事件が起きたこと等を踏まえ、今般、厚生労働省保険局より、当該取扱いに関する周知方の依頼がありましたので、お知らせ申し上げます。

（添付資料）
1．自殺未遂による傷病に係る保険給付等について
（平 22．5．28　厚生労働省保険局医療課 事務連絡）

事　務　連　絡
平成２２年　５月２８日

社団法人　日本医師会　　御中

厚生労働省保険局医療課

自殺未遂による傷病に係る保険給付等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事　務　連　絡
平成22年５月28日

地方厚生(支)局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

自殺未遂による傷病に係る保険給付等について

自殺未遂による傷病に係る保険給付等の取扱いについて、改めて周知を図る観点から、今般、当局保険課、国民健康保険課及び高齢者医療課から保険者等に対して通知が発出されました。(別添参照)

自殺未遂による傷病については、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合には、保険給付等の対象とされておりますので、各保険医療機関等においても、適切に対応していただくよう、貴管下の保険医療機関等への周知をよろしくお願いします。

（別添）

写

保保発０５２１第１号
保国発０５２１第２号
保高発０５２１第１号
平成２２年５月２１日

健康保険組合理事長
全国健康保険協会理事長
都道府県国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

自殺未遂による傷病に係る保険給付等について

健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）では、故意に給付事由を生じさせた場合は、その給付事由についての保険給付等は行わないことと規定していますが、自殺未遂による傷病について、その傷病の発生が精神疾患等に起因するものと認められる場合は、「故意」に給付事由を生じさせたことに当たらず、保険給付等の対象としております。

今般、この取扱いについて改めて周知しますので、適切に対応していただくとともに、都道府県国民健康保険主管課（部）におかれましては、管内の保険者等に対して、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれましては、管内の市町村後期高齢者医療主管課（部）に対して、周知をお願いいたします。

（参考）
「法第六十条ノ適用範囲ニ関スル件（昭和１３年２月１０日社庶第１３１号）」

（参考）

法第六十条ノ適用範囲ニ関スル件

（昭和一三年二月一〇日社庶第一三一号
滋賀県知事あて保険院社会保険局長通知）

昭和十三年一月二十八日付健給第二四二号ヲ以テ伺出相成候標記ノ件右ハ精神異常ニ依リ自殺ヲ企テタルモノト認ムル場合ニ於テハ法第六十条ニ所謂故意ニ該当セス従テ保険給付ハ為スヘキモノニ有之

健康保険法第六十条ノ適用範囲ニ関スル件

（昭和一三年一月二八日健給第二四二号
保険院社会保険局長あて滋賀県知事照会）

被保険者旧臘某日午後一時頃自転車ニテ市内疾走中挙動不審者トシテ警察官ノ取調ヲ受ケタルモ何等容疑ノ点ナク釈放サレタルニ矢庭ニ逃走シ附近ノ自動車修繕工場床下ニ逃込ミ鋳物用破片ニテ前頸部ニ傷付ケ横舌骨下端甲状軟骨上部ニ於テ皮膚並頸部諸筋ヲ約一六センチノ長サニ切リ深サ気管ハ全部開放食道ノ一部ヲ損傷出血甚タシク直チニ日赤滋賀支部病院ニ収容サレ入院承認ヲ申請シ来リタルヲ以テ所轄署ニ付テ実情調査候処直接原因ト認メラルヘキ事由ナク平素小心者ナルヲ以テ発作的精神異常ニ依リ自殺ヲ企テタルモノト認ムル旨回答有之如斯場合ニ於テハ法第六十条ニ所謂故意ニ事故ヲ生セシメタルモノニシテ保険給付ハ為スヘカラサルモノトシテ処置可然モノト思料致候得共事案少シク異例ニ属シ且ツ昭和二年十一月十二日保理第三六九二号東京モスリン紡績株式会社宛回答ノ次第モ有之聊カ疑義相生シ候条何分ノ御指示相煩度此段及伺候也

（別紙参照）

保険給付ニ関スル件

（昭和二年一〇月二〇日社会局
保険部長あて東京モスリン紡績
株式会社労務課照会）

拝啓　御繁忙中甚タ恐縮ニ有之候ヘトモ左記ノ件ニ関シ何分ノ御回答ニ与リ度及御依頼候

一　健康保険法第六十条ニ「被保険者又ハ被保険者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保険給付ヲ為サス」ト有之候処過般貴部通達ニヨルトキハ自殺ニ対シテハ保険給付ヲ為ササル旨承知仕リ候処該趣旨ハ右条文中「故意ニ事故ヲ生セシメタル云々」ノ法理的解釈ニ基クモノニ有之候哉故意ニ結果ヲ認識スルテフ意ニ考フルトキハ精神病其ノ他ノ為必スシモ其ノ動機原因ニ就テハ故意ナラスシテ自殺ノ結果ヲ生スル場合モ有之候察セラレ候

（以下省略）

保険給付ニ関スル件

（昭和二年一一月一二日保理第三六九二号ノ内東京モスリン紡績株式会社労務課あて社会局保険部長通知）

昭和二年十月二十日付御問合ノ件右ハ行為（結果ヲ含ム）ニ対スル認識能力ナキ者ニ就テハ「故意」ノ問題ヲ生セス従テ斯ル者ノ自殺ノ場合ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルモノト謂フヲ得サルモノトス